



## 人・農地プランと農地中間管理事業をセットで推進

～春日部市 増田新田地区の取組～

### ■ 人・農地プランと農地中間管理事業

春日部市増田新田地区では、担い手への農地の集積・集約を図るため、農地中間管理事業を導入する話し合いが進んでいました。

その中で、同事業を効率的に進めるため、地域農業を今後誰に担ってもらうかを明確にする「人・農地プラン」の作成と同時に取り組むことにしました。

農地中間管理事業の関係では、担い手と関係機関が耕作状況を表した地図等を作成し、人・農地プランの関係では、市が地元アンケートを基にプラン案を作成し、それらを地元説明会で公表しながら、地権者へ農地中間管理事業への参加を呼びかけました。



▲ 担い手打合せ会

### ■ 今後の取組

同地区では農地の約5割が担い手に集積され、地元から喜ばれています。また、人・農地プラン案も了承されました。

春日部市では薄谷地区でも同様な取組が行われています。当センターでは、今後も地域農業の維持・発展を目指して、関係機関と連携しながら、「人・農地プラン」と農地中間管理事業を活用して、担い手への農地の集積を推進していきます。



▲ 地元説明会

【お問合せ】 地域支援担当 ☎048-737-2134



## 農地転用には許可・届出が必要です！

### ■ 農地転用許可制度

農地は食料生産の重要な基盤です。県では優良な農地が確保されるよう農地転用許可制度により、農地を農地以外に利用する場合は土地利用の目的に応じて農業上の利用に支障が少ない土地に誘導し、適正な農地の転用が行われるようにしています。

### ■ 許可等が必要となる行為

農地に住宅、駐車場を作るなど農地を転用する場合や、転用のために農地を売買等する場合は、原則として知事等の許可を受けなければなりません。また、農地への土盛りや田畑転換といった農地改良にも面積等に応じて許可又は届出が必要です。なお、市街化区域内の農地の転用は、あらかじめ農業委員会に届出が必要です。

### ■ 春日部農林振興センター管内の申請窓口・許可権者等

転用する農地の区域	転用する農地の面積	手続き	許可権者・届出受理者	申請窓口
市街化調整区域	4ヘクタール超	許可申請	埼玉県知事(農業政策課扱い) 蓮田市農業委員会会長(指定市町村)	各市町農業委員会
市街化調整区域	4ヘクタール以下	許可申請	埼玉県知事(春日部農林扱い) 蓮田市農業委員会会長(指定市町村) 久喜市農業委員会会長(権限移譲市)	各市町農業委員会
市街化区域	全面積	届出	各市町農業委員会会長	各市町農業委員会

【お問合せ】 農地担当 ☎048-737-2134